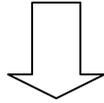


## 今回改正を行う内閣府令の概要

### ① 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (適格機関投資家制度の弾力化)

**現行** ■適格機関投資家の届出は年2回(1月と7月)  
■変更届はなく、届出時点の情報を2年間公告



**改正後** □届出を年4回に増やす(4月と10月を追加)  
□商号や本店所在地などに変更があった場合に変更届が必要

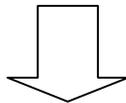
**施行日** 平成20年5月1日

(注)旧届出者も変更があった場合は変更届等が必要

### ② 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 (財形信託の開示書類の簡素化)

財形信託＝勤労者財産形成促進法に基づき、従業員の財産形成のため  
企業が信託金を拠出する信託

- ・ 委託者＝企業又は基金、受託者＝信託銀行、受益者＝企業の従業員
- ・ 金融商品取引法の施行により、第2項有価証券に該当



**改正後** □導入初年度の財務書類に関する事項は1年分(通常は2年分)  
とする経過措置を規定  
□企業グループ集団により共同で委託者となっている場合は、主  
たる企業(＝通常は親会社)1社のみの開示、連結財務諸表や  
キャッシュ・フロー計算書の作成を免除するなど負担を軽減

**施行日** 公布の日